附則第二十三条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　改正法附則第六十九条第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

9　改正法附則第六十九条第十一項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二　法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人　法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十四条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「第十四条の十一」を「第十四条の七」に、「規定及び」を「規定並びに」に改め、同条第三項中「期間」の下に「（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加える。

附則第十三条第一項中「第二項並びに」を「第二項、第百二十六条並びに」に、「旧令第百二十六条第二項第一号中「第十四条の八第三号ロ」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）附則第十三条第二項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定により読み替えられた第十四条の八第三号ロ」を「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「令和二年旧法」という。）第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この目において同じ。）」と、「連結所得」とあるのは「連結所得（令和二年旧法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この目において同じ。）」と、旧令第百二十八条第一項中「、第三項及び」とあるのは「及び」に改め、同条第二項の表法人税法施行令第十四条の八第三号（時価評価資産等の範囲）の項及び法人税法施行令第十四条の八第三号イ(1)及び(2)の項を削り、同表法人税法施行令第十四条の十一第三項（課税所得等の範囲等）の項中「第十四条の十一第三項」を「第十四条の七第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百三十一条の十三第一項第三号イ及びロ	リース譲渡又は第二項	規定するリース譲渡又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十八条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法（イ及びロにおいて「旧効力法」という。）第六十三条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期割賦販売等に該当する資産の販売等（法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定資産の販売等」という。）
法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第三号	規定するリース譲渡	リース譲渡又は当該特定資産の販売等 若しくは第二項又は旧効力法第六十三条第一項に規定するリース譲渡又は特定資産の販売等

附則第十三条第五項第一号中「連結事業年度の連結所得」を「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）の連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この条において同じ。）」に、「同号ロ」を「改正法附則第二十八条第三項第二号ロ」に改め、同条第十項中「第百八十四条第一項第十四号ロ」を「第百八十四条第一項第十三号ロ」に改め、同条に次の三項を加える。

13　改正法附則第二十八条第七項に規定する政令で定める要件は、同項の特定資産の販売等に係る契約についての同項に規定する時価評価事業年度（以下この条において「時価評価事業年度」という。）終了の時における繰延長期割賦損益額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合には、第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した金額）をいう。）が千万円に満たないこととする。

一　当該特定資産の販売等に係る収益の額（時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの及び改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条第一項の規定により時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）

二　当該特定資産の販売等に係る費用の額（時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条第一項の規定により時価評価事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。）

14　当該特定資産の販売等に係る契約が、次に掲げる契約とする。

一　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める契約

イ　法人税法第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　第二項の規定により読み替えて適用する法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第三号ロに掲げるリース譲渡契約

ロ　法人税法第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人　第二項の規定により読み替えて適用する法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第三号ロに掲げるリース譲渡契約

二　特定資産の販売等に係る契約を時価評価事業年度において他の者に移転をした場合におけるその移転をした契約

15　第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第百二十八条第一項の規定は、改正法附則第二十八条第七項の規定を適用する場合について準用する。

（平成三十一年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十五条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第三項中「同条第五項中」の下に「「連結事業年度に」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）に」と、「を、「と、」の下に「「法人税法」とあるのは「令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法」と、」を加える。

附則第二十一条中「おいて、」の下に「同条第一項中「連結事業年度に」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」という。）に」と、同条第二項中「、法人税法」とあるのは「、令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法」と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。